別紙１

松本市議会ペーパーレス会議システム使用に関する契約仕様書案

１　契約の名称　　松本市議会ペーパーレス会議システム使用に関する契約

２　契約の目的

本契約は、松本市議会基本条例（平成２１年条例第３４号）第１１条の２の規定により、議会運営において情報通信技術を活用し、議会の機能強化及び非常時における議会機能の維持を図るため、松本市議会が導入するクラウド型ペーパーレス会議システム（以下「会議システム」という。）を構築し、これを発注者に使用させることを目的とする。

３　定義

本仕様、松本市議会ペーパーレス会議システム使用に関する契約プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）様式第１号「機能要件要求仕様案確認書」（以下「機能要件要求仕様案確認書」という。）及び実施要領様式第２号「非機能要件要求仕様案確認書」（以下「非機能要件要求仕様案確認書」という。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　管理者　会議システムの管理・運用を行う松本市議会事務局職員をいう。

⑵　ユーザー　会議システムを使用する松本市議会議員、松本市議会事務局職員をいう。

⑶　管理者端末　松本市が、松本市議会事務局の執務用として既に導入し、又は導入を予定しているインターネット接続が可能なパソコンで、管理者が会議システムを運用するために使用する端末をいう。

⑷　ユーザー端末　松本市が、本契約とは別に導入しているインターネット接続が可能なタブレット端末で、ユーザーが会議システムを使用するために用いる端末をいう。

⑸　会議システムクラウドサーバー　受注者が調達し、管理するクラウド型のサーバーで、インターネットを経由して、管理者及びユーザーに対して会議システムの使用環境を提供するサーバーをいう。

⑹　データセンター　会議システムクラウドサーバーを設置する施設をいう。

⑺　会議資料　松本市議会において配付される議案書、委員会資料その他の資料をいう。

４　契約の内容

本契約は、受注者が構築し、提供する会議システムを、発注者に使用させるものであり、受注者は次の各号に掲げる業務を一括して行うものとする。

⑴　会議システム構築業務

⑵　会議システム操作マニュアル作成業務

⑶　会議システム初期設定業務

⑷　会議システム操作説明会実施業務

⑸　会議システム運用・使用環境提供、保守及び運用サポート業務

5　契約の期間

契約日から令和１０年３月３１日まで

6　契約の履行期限等

⑴　会議システムの運用期間（以下「運用期間」という。）を令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までとし、運用期間開始の日の前日までに会議システム構築業務、会議システム操作マニュアル作成業務及び会議システム初期設定業務を完了すること。

⑵　契約日から令和９年５月３１日までの間で発注者が指定する日に、会議システム操作説明会を実施し、会議システム操作説明会実施業務を完了すること。

⑶　運用期間を通じて、会議システム運用・使用環境提供、保守及び運用サポート業務を履行すること。

⑷　受注者は、本契約を履行するに当たり、前各号に掲げる履行期限等を遵守できるよう適切な進行管理を行うとともに、発注者が会議システムを支障なく運用し、かつ、適切な検収を行えるよう次のアからオまでに掲げる書面（発注者の了承を得たときは、書面に代えて、当該書面のＰＤＦファイル等のデータも可とする。）を、当該アからオまでに定める期限又は期日までに提出すること。

ア　上記４⑴から⑸までに規定する各業務（以下「各業務」という。）に係る業務計画書（業務の工程、各工程における作業内容（リスト）、各工程の責任者等発注者において受注者の契約履行状況を適切に把握するために必要な情報が記載された書面をいう。）　契約日から７日以内

イ　各業務履行中に発注者と打合せ又は協議を行った場合はその記録　当該打合せ等を行った日から７日以内

ウ　各業務（会議システム操作説明会実施業務及び会議システム運用・使用環境提供、保守及び運用サポート業務を除く。）の履行報告書　各業務の履行の日

エ　会議システム操作説明会実施業務の履行報告書　操作説明会実施の日から７日以内

オ　会議システム運用・使用環境提供、保守及び運用サポート業務の履行報告書　令和９年４月から令和１０年３月までの各月の末日

7　会議システムに係る要求仕様

⑴　基本事項

ア　会議システムは、管理者端末及びユーザー端末がインターネットに接続できさえすれば、いつでもこれを使用できるクラウド型サービスであること。

イ　管理者は、会議資料のデータファイルを、管理者端末から、ブラウザにより、インターネットを経由して、いつでも会議システムに登録（会議システムにアップロードすることをいう。以下同じ。）できること。

ウ　ユーザーは、会議システムに登録された会議資料を、ユーザー端末から、会議システムビューアーアプリケーション（ＡｐｐＳｔｏｒｅ、ＧｏｏｇｌｅＰｌａｙからタブレット端末又はスマートフォンに直接ダウンロードができるアプリケーションに限る。以下「ビューアーアプリ」という。）により、インターネットを経由して、

いつでも閲覧できること。

エ　次の(ｱ)から(ｴ)までに掲げる機能その他会議の円滑な進行に必要な機能を有すること。

(ｱ)　会議毎に分類したフォルダに会議資料のデータファイルを保存し、閲覧ができること。

(ｲ)　会議資料のデータファイルにペン型入力装置を使用したメモ書きが可能であること。

(ｳ)　会議中に会議参加者の表示画面を同期することが可能であること。

(ｴ)　同一アプリ内で画面を分割し、複数の会議資料を同時に表示することが可能であること。

オ　操作性、視認性、システム運用の効率性を考慮したものであること。

カ　外部からの侵入、攻撃等の不正アクセスに対する対策、情報漏洩に対する対策等のセキュリティ対策が講じられていること。

キ　会議システムクラウドサーバーは、発注者専用のもので、発注者以外の会議システムとの併用がないこと。

ク　会議システムクラウドサーバーが冗長化され、障害が発生した場合でも同一データが保持され、かつ、遅滞なく（発注者において、会議システムによる会議の実施に支障が生じない期間内をいう。）会議システムが復旧されること。また、会議システムクラウドサーバーの冗長化対策に関わらず、データの定期的なバックアップが実施されること。

ケ　複数の市議会における導入実績があること。

⑵　機能要件

機能要件要求仕様案確認書のとおり

⑶　非機能要件

非機能要件要求仕様案確認書第１項及び第２項(要求番号１から２１まで)のとおり

８　会議システム構築業務に係る要求仕様

上記７に規定する要求仕様を充足する会議システムが構築されること。

９　会議システム操作マニュアル作成業務に係る要求仕様

非機能要件要求仕様案確認書第３項（要求番号２２から２４まで）のとおり

10　会議システム初期設定業務に係る要求仕様

非機能要件要求仕様案確認書第４項（要求番号２５から３１まで）のとおり

11　会議システム操作説明会実施業務に係る要求仕様

非機能要件要求仕様案確認書第５項（要求番号３２から３７まで）のとおり

12　会議システム運用・使用環境提供、保守及び運用サポート業務に係る要求仕様

運用期間を通じて上記７に規定する要求仕様を充足する会議システムを提供するほか

は、非機能要件要求仕様案確認書第６項（要求番号３８から５０まで）のとおり

13　検収

⑴　会議システム構築業務、会議システム操作マニュアル作成業務及び会議システム初期設定業務については、業務完了とともに発注者に上記６⑷ウに規定する履行報告書を提出し、上記６⑴に規定する履行期限までに発注者の検収に合格すること。

⑵　会議システム操作説明会実施業務については、業務完了とともに発注者に上記６⑷エに規定する履行報告書を提出し、上記６⑵に規定する履行期限までに発注者の検収に合格すること。

⑶　会議システム運用・使用環境提供、保守及び運用サポート業務については、令和９年４月から令和１０年３月までの各月の月末に、発注者に上記６⑷オに規定する履行報告書を提出し、発注者の検収に合格すること。

14　請求及び支払方法

本契約に係る使用料の支払いは、年１２回払いとし、上記１３⑶に規定する検収合格後、その支払いに係る適正な請求に基づき支払うものとする。なお、各回の使用料は、契約金額を１２で除した額とし、この額に１円未満の端数が生じる場合、この端数は初回分に加えて支払うものとする。

15　その他

⑴　受注者は、本契約に係る業務により知り得た情報（松本市議会個人情報保護条例（令和５年条例第２５号）第２条第１項に規定する個人情報を含む。以下「業務情報」という。）を、契約期間中及び契約期間終了後において、本契約に係る業務の目的以外に使用し、又は他に漏洩してはならない。

⑵　本契約終了後（本契約終了後に発注者が本契約を更新しない場合に限る。）、会議システムクラウドサーバーに保存されているデータの完全な消去（暗号化消去等の方式によりデータを復元不可能な状態にすることをいう。以下同じ。）を実施し、業務情報の漏洩防止を徹底するとともに、当該データの完全な消去の完了を証する書面（受注者の名義による場合は、当該データの完全な消去の完了を表明し、かつ、受注者においてこれを保証する書面）を発注者に交付しなければならない。受注者が本契約の一部の履行を、発注者の承諾を得て第三者に委託する場合は、受注者の責任において当該第三者に対しても受注者と同じく業務情報の適正な取扱いを徹底させるものとする。

⑶　上記⑴及び⑵に規定するもののほか、情報セキュリティ確保に関する事項については、情報セキュリティ確保に関する共通仕様書による。

⑷　本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に係る疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。